

英語外部試験「予備試験」の受験について

「英語外部試験の受験に関する取り扱いについて」のⅢに基づき、予備試験(予備日の受験)対象者については次のとおりとする。

1. 各学部及び全学共通教育部が指定した試験日に受験できない場合。
2. 指定した試験日に申込後、都合により受験出来なくなり、試験日の2週間前までに変更又は取消しを申し出た場合。
3. 指定した試験日に申込後、試験日直前又は当日の「やむを得ない事由」により受験できなかった場合。

なお、「やむを得ない事由」については次の①～⑤とし、原則、事前連絡のうえ申込書に必ず診断書又は証明書等を添付することとする。

- ① 急性の病気
- ② 不慮の事故
- ③ 忌引き(二親等以内の親族)
- ④ 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
- ⑤ その他①～④に相当する事由がある場合